

愛知県開発審査会基準

令和 5 年 1 月

愛 知 県 開 発 審 査 会

(愛知県建築局建築指導課)

開 発 審 査 会 基 準 第 1 号

分家住宅

世帯の通常の分化発展の過程において、やむを得ない事情により必要とする住宅の確保のための開発行為又は建築行為若しくは用途変更で、申請の内容が1項又は2項に該当し、かつ3項から5項までに該当するものとする。

- 1 原則として、申請者の直系血族のうち尊属が市街化調整区域決定前から継続して所有している土地に分家住宅を建築又は用途変更するもので、次の各号に該当するものであること。
 - (1) 申請地は、既存の集落内又はその周辺の地域にあり、かつ、申請可能な土地の中で適当と認められる土地であること。
 - (2) 申請者、申請者の配偶者、申請者の直系血族のうち尊属及び申請地の所有者は、市街化区域内において分家住宅を建築できる土地又は用途変更できる建築物を所有していないこと。
- 2 大規模な既存集落として知事が指定した集落（以下「指定既存集落」という。）のひとつに、原則として、市街化調整区域決定前から継続して居住している世帯構成員（以下「世帯構成員」という。）又は世帯構成員の子等が、分家住宅を建築又は用途変更するもので、次の各号に該当するものであること。
 - (1) 申請地は、世帯構成員が居住している指定既存集落内の土地であること。
 - (2) 申請者、申請者の配偶者、世帯構成員及び世帯構成員の配偶者は、市街化区域内において分家住宅を建築できる土地又は用途変更できる建築物を所有していないこと。
- 3 申請者は、結婚その他独立して世帯を構成する者又はいわゆるＵターン等当該土地において世帯を構成する合理的事情にある者であること。
- 4 申請に係る建築物は、自己の居住の用に供する1戸の専用住宅等であり、申請地及び申請に係る建築物は、これにふさわしい規模であること。
- 5 当該申請を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が500平方メートル以下（路地状部分を除く。）のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

知事は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

附 則

（施行期日）

この基準は、平成29年2月1日から施行する。

（基準改正に伴う経過措置）

改正愛知県開発審査会基準第1号（平成28年10月20日議決、改正基準）の施行日前に旧愛知県開発審査会基準第1号（昭和62年5月7日議決、旧基準）に該当するとして許可申請されたもので、改正基準の施行の際、許可又は不許可の処分がなされていないものに係る開発審査会の基準は、改正基準に係わらず旧基準による。

（注）「大規模な既存集落として知事が指定した集落」……………40頁参照

開発審査会基準第1号の運用基準

- 1 基準第1項に規定する「原則として、申請者の直系血族のうち尊属が市街化調整区域決定前から継続して所有している土地（以下「線引き前所有地」という。）」の例外は、次に掲げる土地とする。
 - (1) 線引き前所有地が、農用地区域内にある場合等、住宅を建築することが好ましくないとしてその土地との交換により取得した土地で、取得後申請者の3親等内の血族（卑属を除く。）が継続して所有している土地。
 - (2) 線引き前所有地が、不整形であるため、市街化調整区域決定後にその土地の一部を隣地と交換した土地。
 - (3) 線引き前所有地が、公共事業により買収され、国、県又は市町村の斡旋によりその代替地として取得した土地（所在市町村長から副申書が添付されているものに限る。）。
 - (4) 申請者の直系血族のうち尊属が市街化調整区域決定時に所有し、相続又は贈与により承継されてきた土地で、申請時において申請者の3親等内の血族（卑属を除く。）が所有している土地。
- 2 基準第1項第1号に規定する「既存の集落内又はその周辺の地域」とは、既存建築物（建築面積が30平方メートル以上のものに限る。）の敷地から100メートル以内の土地とする。
- 3 基準第1項による申請地が、建築基準法第43条第1項の規定による敷地の接道が満たされない場合においては、原則として、接道のために必要最小限の路地状部分等（分筆するものとする。）を申請区域に含めることができるものとする。
- 4 基準第2項に規定する「原則として、市街化調整区域決定前から」の例外は、次の各号のいずれかに該当する場合（居住している世帯構成員が市街化調整区域決定前に出生している場合に限る。）とする。
 - (1) 都市計画法第34条第13号又は同法施行令第36条第1項第3号ニに該当するものとして許可を受け、当該建築物に居住している場合。
 - (2) 市街化調整区域決定前に自己の居宅の建築確認申請を行い、市街化調整区域決定後1年以内に当該建築物に居住している場合。
 - (3) 市街化調整区域決定後に土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条の各号に規定する事業の施行による建築物の移転等の事情により、当該指定既存集落に居住している場合。
 - (4) 旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）による認可を受けた団地内の土地を市街化調整区域決定後6ヶ月以内に取得し、かつ、市街化調整区域決定後5年以内から現在まで継続して当該地に居住している場合。
- 5 基準第2項に規定する「原則として、市街化調整区域決定前から継続して居住している」の例外は、次に掲げる期間とする。
 - (1) 大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び高等学校に通学するため、当該指定既存集落を離れ就学していた期間。
 - (2) 就労のため、当該指定既存集落に世帯構成員の配偶者又は2親等内の直系血族（転出時に申請者が同居していた者に限る。）を残し、他所へ転出していた期間。
 - (3) 1年以内の期間で、やむを得ず当該指定既存集落外へ転出していた期間。
- 6 基準第2項に規定する「大規模な既存集落として知事が指定した集落（以下「指定既存集落」という。）のひとつに、原則として、市街化調整区域決定前から継続して居住している

世帯構成員（以下「世帯構成員」という。）は、次の各号のいずれかにより確認する。

(1) 住民票又は戸籍の附票

(2) 住民票及び改製原戸籍により、次のいずれにも該当すること。

イ 出生時の改製原戸籍の本籍欄に記載された所在地と申請時の住民票の住所が一致していること。

ロ 住民票の届出年月日が平成 28 年 10 月 20 日以前であること。

ハ 住民票の前住所は、前項各号のいずれかに該当する期間居住していた土地又は世帯構成員が居住している指定既存集落内の土地と一致していること。

(3) その他公的資料

- 7 基準第 2 項に規定する「原則として、市街化調整区域決定前から継続して居住している世帯構成員」には、指定既存集落の周辺の土地（330 メートル以内の範囲とする。ただし、市街化区域を除く。）に市街化調整区域決定前から継続して居住している者を含むものとする。ただし、この指定既存集落の周辺の土地は、指定既存集落には含まない。
- 8 基準第 2 項に規定する「世帯構成員の子等」とは、世帯構成員の子又は世帯構成員の孫（世帯構成員と市街化調整区域決定前に同居していた者の子）に限る。
- 9 基準第 2 項に規定する指定既存集落が 2 以上の市町村にまたがる場合の申請地は、世帯構成員が居住している市町村の当該指定既存集落内の土地又は居住地の存する小学校区に隣接する他市町村の小学校区の当該指定既存集落内の土地とする。
- 10 基準第 2 項に規定する指定既存集落が同一小学校区に 2 以上存する場合の申請地は、やむを得ない事情がある場合に限り、世帯構成員が居住している指定既存集落と異なる同一小学校区の他の指定既存集落内の土地とすることができる。ただし、指定既存集落間の距離が 330 メートル以内である場合は、やむを得ない事情は問わないものとする。
- 11 基準第 2 項による申請地は、申請地を含む 3 ヘクタール（原則として、半径 100 メートルの円又は各辺が 100 メートル以上の矩形とする。ただし、道路沿いに発達した集落等当該集落の態様等を踏まえやむを得ないと認められる場合はこの限りではない。）当たり、建築物（建築面積が 30 平方メートル以上のものに限る。以下同じ。）が 18 棟以上存する区域内の土地であること。なお、建築物の棟数算定に当たり、工場、学校その他大規模施設（敷地面積が 1 ヘクタール以上の施設に限る。）が存する場合は、当該施設敷地内については、1 ヘクタール当たり 6 棟の密度を有するとみなすことができる。
- 12 基準第 4 項に規定する「専用住宅等」とは、専用住宅又は建築基準法別表第 2（い）項第二号に該当する兼用住宅とする。ただし、住宅以外の部分は、自己の業務用に限る。
- 13 申請地は、申請者の自己所有地又は許可後自己所有地となる土地であること。

附 則

この基準は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 12 月 26 日から施行する。

開 発 審 査 会 基 準 第 2 号

平成11年4月1日付けで廃止

注：平成11年4月1日から、沿道サービス施設のドライブインについては、都市計画法第34条第9号の対象とする。

開 発 審 査 会 基 準 第 3 号

土地収用対象事業により移転するもの

県内における土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条の各号に規定する事業の施行により市街化調整区域内に移転するもの（起業者による構外移転の認定を受けているものに限る。）で、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 移転先は、従前地と同一市町村内若しくは隣接市町村内又は同一都市計画区域内で、市街化区域に隣接している土地又は既存集落内若しくはそれに隣接する土地であること。
- 2 移転後の建築物は、従前のものとほぼ同一の用途、規模等であること。
- 3 工場にあっては、所在市町村長の支障がない旨の副申書が添付されているものであること。
- 4 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

付 記

本基準に該当するもののうち、次のいずれかに該当するものについては開発審査会の議を経たものとみなす。

- 1 開発区域の面積又は敷地面積が従前の面積の1.5倍以下のもの
- 2 自己の居住用の専用住宅については、開発区域の面積又は敷地面積が500平方メートル以下のもの

知事は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

開 発 審 査 会 基 準 第 4 号

事業所の社宅及び寄宿舍

事業所の従業員のための社宅及び寄宿舍（以下「社宅等」という。）で、申請の内容が次の1項又は2項に該当するものとする。

- 1 都市計画法に基づく許可等を受けた事業所又は市街化調整区域決定前から当該区域に存する事業所の社宅等で、次の各号に該当するものであること。
 - (1) 当該社宅等の敷地は、事業所の敷地に隣接若しくは近接している土地又は既存集落内にあって、事業所から1.5キロメートル以内の土地であること。
 - (2) 社宅等の規模は、その事業所の規模に比して過大でないこと。
 - (3) 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。
- 2 1項以外のもので、市街化調整区域決定前に次の各号に該当しているものであること。
 - (1) 土地の権利を取得していたものであること。
 - (2) 宅地造成済みのもの又は宅地造成中のものであること。
 - (3) 建築計画のあったもので、区域決定の日から起算して5年以内に建築工事に着手するものであること。
 - (4) 開発又は建築を行うために必要な許認可等を受けていたものでその目的に合致するものであること。

付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が3,000平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

知事は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

開 発 審 査 会 基 準 第 5 号

大学等の学生下宿等

市街化調整区域にある大学等に通学する学生のみを対象とするもので、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 申請に係る土地は、対象とする大学等の近接地又は大学等から1.5キロメートル以内の既存集落内であること。
- 2 当該申請者と大学等との間において、運営方法についての契約がなされていること。
- 3 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が1,000平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

知事は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

開 発 審 査 会 基 準 第 6 号

社寺仏閣及び納骨堂

原則として当該市街化調整区域を中心とした地域社会における住民の日常の宗教的生活に関連した次の1項又は2項の施設で、3項の条件を満たすものとする。

- 1 既存集落等における地域的性格の強い鎮守、社、庚申堂、地藏堂等
- 2 その他の宗教活動上の施設であって当該市街化調整区域及びその周辺の地域における信者の分布その他に照らし、特に当該地域に立地する合理的事情の存するもので、申請内容が次の各号に該当するもの。
 - (1) 当該建築物の建築は宗教法人法第2条に定める宗教団体が行うものであること。
 - (2) 当該宗教団体は宗教法人法第14条に基づく規則の認証が得られているものであること。
 - (3) 当該区域の周辺に相当数の信者が居住していること。
 - (4) 当該土地は原則として既存の集落内又はそれに近接する土地であること。
 - (5) 予定建築物の用途は、宗教法人法第3条第1号の境内建物に該当するものであること。
 - (6) 申請に係る土地に、当該施設規模に見合った駐車場が設けられるものであること。
- 3 開発又は建築を行うために、他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が1,000平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

知事は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

開 発 審 査 会 基 準 第 7 号

既存集落内のやむを得ない自己用住宅

既存集落内において、やむを得ない事情により必要とする自己用住宅のための開発行為又は建築行為若しくは用途変更で、申請の内容が1項又は2項に該当し、かつ3項から6項までに該当するものとする。

- 1 相当数の建築物（45棟以上とする。）が連たんしている既存集落内において、原則として、申請者が市街化調整区域決定前から所有している土地に自己用住宅を建築又は用途変更するものであること。
- 2 大規模な既存集落として知事が指定した集落（以下「指定既存集落」という。）のひとつに、原則として、市街化調整区域決定前から継続して居住している者が、当該指定既存集落内の土地において自己用住宅を建築又は用途変更するものであること。
- 3 申請者及び申請者の配偶者は、市街化区域内において自己用住宅を建築できる土地又は用途変更できる建築物を所有していないこと。
- 4 申請者が現在居住している住居について、過密、狭小、被災、立ち退き、借家等の事情がある場合で社会通念に照らし、建築又は用途変更することがやむを得ないと認められる場合であること。
- 5 申請に係る建築物は、自己の居住の用に供する1戸の専用住宅等であり、申請地及び申請に係る建築物は、これにふさわしい規模であること。
- 6 当該申請を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が500平方メートル以下（路地状部分を除く。）のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

知事は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

附 則

（施行期日）

この基準は、平成29年2月1日から施行する。

（基準改正に伴う経過措置）

改正愛知県開発審査会基準第7号（平成28年10月20日議決、改正基準）の施行日前に旧愛知県開発審査会基準第7号（昭和62年5月7日議決、旧基準）に該当するとして許可申請されたもので、改正基準の施行の際、許可又は不許可の処分がなされていないものに係る開発審査会の基準は、改正基準に係わらず旧基準による。

（注）「大規模な既存集落として知事が指定した集落」………40頁参照

開発審査会基準第7号の運用基準

- 1 基準第1項に規定する「連たん」については、次の各号により取り扱うものとする。
 - (1) 建築物（建築面積が30平方メートル以上のものに限る。以下同じ。）の敷地間の距離が、55メートル以内で連続していること。
 - (2) 建築物の棟数算定に当たり、同一敷地に複数の建築物がある場合は、それぞれ算定する。なお、共同住宅又は長屋にあつては住戸数を棟数とし算定する。
- 2 申請地の一部が市街化区域から55メートル以内の土地は、基準第1項に規定する「相当数の建築物（45棟以上とする。）が連たんしている既存集落内」として取り扱うものとする。
- 3 基準第1項に規定する「原則として、申請者が市街化調整区域決定前から所有している土地」の例外は、次に掲げる土地とする。
 - (1) 市街化調整区域決定前から所有していた土地が不整形であるため、市街化調整区域決定後にその土地の一部を隣地と交換した土地。
 - (2) 市街化調整区域決定前から所有していた土地が、公共事業により買収され、国、県又は市町村の斡旋によりその代替地として取得した土地（所在市町村長から副申書が添付されているものに限る。）。
 - (3) 申請者の直系血族のうち尊属が市街化調整区域決定時に所有し、相続又は贈与により承継されてきた土地を申請者が取得した土地。
- 4 基準第1項に規定する「所有」については、次の各号により取り扱うものとする。
 - (1) 借地は含まない。
 - (2) 共有は持分の範囲内とする。ただし、申請地が狭小等やむを得ない事情があり、かつ、他の共有者の同意が得られている場合は、共有地を限度に持分の範囲を超えることができる。
 - (3) 申請のため買い戻した土地は含まない。
 - (4) 売買予約、停止条件付契約等により仮登記となっている土地は、原則として含まない。
- 5 基準第1項による申請地が、建築基準法第43条第1項の規定による敷地の接道が満たされない場合においては、原則として、接道のために必要最小限の路地状部分等（分筆するものとする。）を申請区域に含めることができるものとする。
- 6 基準第2項に規定する「原則として、市街化調整区域決定前から」の例外は、次の各号のいずれかに該当する場合（居住している者が市街化調整区域決定前に出生している場合に限る。）とする。
 - (1) 都市計画法第34条第13号又は同法施行令第36条第1項第3号ニに該当するものとして許可を受け、当該建築物に居住している場合。
 - (2) 市街化調整区域決定前に自己の居宅の建築確認申請を行い、市街化調整区域決定後1年以内に当該建築物に居住している場合。
 - (3) 市街化調整区域決定後に土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条の各号に規定する事業の施行による建築物の移転等の事情により、当該指定既存集落に居住している場合。
 - (4) 旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）による認可を受けた団地内の土地を市街化調整区域決定後6ヶ月以内に取得し、かつ、市街化調整区域決定後5年以内から現在まで継続して当該地に居住している場合。
- 7 基準第2項に規定する「原則として、市街化調整区域決定前から継続して居住している」の例外は、次に掲げる期間とする。
 - (1) 大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び高等学校に通学するため、当

該指定既存集落を離れ就学していた期間。

(2) 就労のため、当該指定既存集落に申請者の配偶者又は2親等内の直系血族（転出時に申請者が同居していた者に限る。）を残し、他所へ転出していた期間。

(3) 1年以内の期間で、やむを得ず当該指定既存集落外へ転出していた期間。

8 基準第2項に規定する「大規模な既存集落として知事が指定した集落（以下「指定既存集落」という。）のひとつに、原則として、市街化調整区域決定前から継続して居住している者」は、次の各号のいずれかにより確認する。

(1) 住民票又は戸籍の附票

(2) 住民票及び改製原戸籍により、次のいずれにも該当すること。

イ 出生時の改製原戸籍の本籍欄に記載された所在地と申請時の住民票の住所が一致していること。

ロ 住民票の届出年月日が平成28年10月20日以前であること。

ハ 住民票の前住所は、前項各号のいずれかに該当する期間居住していた土地又は申請者が居住している指定既存集落内の土地と一致していること。

(3) その他公的資料

9 基準第2項に規定する「原則として、市街化調整区域決定前から継続して居住している者」には、指定既存集落の周辺の土地（330メートル以内の範囲とする。ただし、市街化区域を除く。）に市街化調整区域決定前から継続して居住している者を含むものとする。ただし、この指定既存集落の周辺の土地は、指定既存集落には含まない。

10 基準第2項に規定する指定既存集落が2以上の市町村にまたがる場合の申請地は、申請者が居住している市町村の当該指定既存集落内の土地又は居住地の存する小学校区に隣接する他市町村の小学校区の当該指定既存集落内の土地とする。

11 基準第2項に規定する指定既存集落が同一小学校区に2以上存する場合の申請地は、やむを得ない事情がある場合に限り、申請者が居住している指定既存集落と異なる同一小学校区の他の指定既存集落内の土地とすることができる。ただし、指定既存集落間の距離が330メートル以内である場合は、やむを得ない事情は問わないものとする。

12 基準第2項による申請地は、申請地を含む3ヘクタール（原則として、半径100メートルの円又は各辺が100メートル以上の矩形とする。ただし、道路沿いに発達した集落等当該集落の態様等を踏まえやむを得ないと認められる場合はこの限りではない。）当たり、建築物（建築面積が30平方メートル以上のものに限る。以下同じ。）が18棟以上存する区域内の土地であること。なお、建築物の棟数算定に当たり、工場、学校その他大規模施設（敷地面積が1ヘクタール以上の施設に限る。）が存する場合は、当該施設敷地内については、1ヘクタール当たり6棟の密度を有するとみなすことができる。

13 基準第2項による申請地は、申請者の自己所有地又は許可後自己所有地となる土地であること。

14 基準第5項に規定する「専用住宅等」とは、専用住宅又は建築基準法別表第2（い）項第二号に該当する兼用住宅とする。ただし、住宅以外の部分は、自己の業務用に限る。

附 則

この基準は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年12月26日から施行する。

開 発 審 査 会 基 準 第 8 号

市街化調整区域にある既存工場のやむを得ない拡張

市街化調整区域にある既存工場が、主として事業活動の効率化又は質的改善を図るため、やむを得ず工場を拡張する場合で、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 原則として市街化調整区域決定前から立地している工場で、主として事業活動の効率化又は質的改善を図るため敷地の拡張がやむを得ないものであること。
- 2 原則として、拡張部分は既存工場の隣接地で、既存工場の規模以下かつ1ヘクタール未満であること。
- 3 周辺の土地利用上支障がなく、周辺の環境条件に悪影響を及ぼさないものであること。
- 4 所在市町村長の支障がない旨の副申書が添付されているものであること。
- 5 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が1,000平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

知事は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

開 発 審 査 会 基 準 第 9 号

幹線道路の沿道等における流通業務施設

幹線道路の沿道等における流通業務施設の立地について知事が指定する区域（以下「指定区域」という。）内における流通業務施設のための開発行為又は建築行為で、貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供される施設又は倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同条第1項に規定する倉庫の内、自己の業務用のもので、申請の内容が1項又は2項に該当し、かつ3項から6項までに該当するものとする。

- 1 流通業務施設で、次の各号に該当するものであること。
 - (1) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第2条第3号に規定する特定流通業務施設で、同法第4条第1項による認定を受けたものであること。
 - (2) 申請地は、指定区域の記1、記2又は記3のいずれかに該当するものであること。この場合において、記2の適用については、申請地からインターチェンジに至るまでの主要な道路（以下「主要な道路」という。）が、幅員6メートル以上であること。また、記3の適用については、主要な道路が、幅員9メートル以上であること。
- 2 1項以外の流通業務施設で、次の各号に該当するものであること。
 - (1) 積載重量5トン以上の大型自動車が8台以上配置され又は一日当たりの発着貨物が80トン以上ある施設であること。
 - (2) 申請地は、指定区域の記1、記2又は記4のいずれかに該当するものであること。この場合において、記2又は記4の適用については、主要な道路が、幅員6メートル以上であること。
- 3 申請地の規模はその事業計画に照らし適正なものであること。
- 4 周辺の土地利用上支障がなく、周辺の環境条件に悪影響を及ぼさないものであること。
- 5 所在市町村長の支障がない旨の副申書が添付されていること。
- 6 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が3,000平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

知事は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

附 則

（施行期日）

この基準は、平成19年1月1日から施行する。

（基準改正に伴う経過措置）

改正愛知県開発審査会基準第9号（平成18年7月6日議決、改正基準）の施行日前に旧愛知県開発審査会基準第9号（平成10年10月8日議決、旧基準）に該当するとして許可申請がされたもので、改正基準の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る開発審査会の基準は、改正基準に係わらず旧基準による。

附 則

この基準は、令和4年12月26日から施行する。

(資 料)

幹線道路の沿道等における流通業務施設の立地について知事が指定する区域

(昭和61年9月3日指定)
(平成4年4月1日一部改正)
(平成10年10月16日一部改正)
(平成13年10月12日一部改正)
(平成18年7月6日一部改正)
(平成19年11月30日一部改正)

都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)第34条第14号及び都市計画法施行令(昭和44年6月13日政令第158号)第36条第1項第3号ホの規定の運用に関して、幹線道路の沿道等において流通業務施設を立地することが土地利用上支障とならない区域を下記のとおり指定する。

記

次の区域であって、現在及び将来の土地利用上支障のない区域

- 1 原則として現に供用されている四車線以上の国道、県道、又は市町村道に接する区域
- 2 高速自動車国道のインターチェンジの一般道路への出入口又はインターチェンジの料金徴収所から、1キロメートル以内の距離にある区域
- 3 高速自動車国道のインターチェンジの一般道路への出入口又はインターチェンジの料金徴収所から、1キロメートルを超え5キロメートル以内の距離にある区域
- 4 道路整備特別措置法により料金徴収が認められている国道、県道及び市町村道のインターチェンジの一般道路への出入口又はインターチェンジの料金徴収所から、1キロメートル以内の距離にある区域

附 則

この基準は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年11月30日から施行する。

開発審査会基準第9号の運用基準

- 1 「幹線道路の沿道等における流通業務施設の立地について知事が指定する区域」における、取り扱いを次のとおりとする。
 - (1) 「接する区域」とは、次の各号の一に該当するものであること。
 - イ 四車線以上の国道等から直接敷地に積載荷重5トン以上の大型自動車(以下「自動車」という。)が乗り入れることができる敷地。
 - ロ 交差点の角地等の敷地で、道路交通安全上の問題等のため四車線以上の国道等から直接自動車を乗り入れることが認められない敷地についても、交差点を構成する他の幅員6メートル以上の道路から乗り入れることができる場合は認めるものとする。
 - (2) 「現在及び将来の土地利用上支障がない。」とは、次に該当するものであること。

当該区域に農用地区域内農地等積極的に保存すべき土地が含まれていないこと、将来住居系の土地利用が想定されていないこと、都市計画施設の区域でないこと等により判断すること。
 - (3) 四車線以上で都市計画決定されている国道等で、暫定的に四車線未満で供用されているもので次の各号の一に該当するものは知事が指定する区域に含まれる。
 - イ 当該道路につき四車線以上の都市計画事業の認可が得られている場合。
 - ロ 四車線以上の用地が既に関済済みで、当該流通業務施設の立地が将来の四車線用地に接して可能な場合。
 - (4) 記2「1キロメートル以内」、記3「5キロメートル以内」及び記4「1キロメートル以内」には、当該申請地の一部が区域内に存する場合も含まれるとして、取り扱ってよい。
- 2 基準前文における、「自己の業務用のもの」とは、開発行為又は建築行為をしようとする者が当該建築物などで継続的に自己の業務による経済活動を行うものとする。
- 3 基準第1項第2号の内、「記2の適用については、申請地からインターチェンジに至るまでの主要な道路(以下「主要な道路」という)が、幅員6メートル以上であること。また、記3の適用については、主要な道路が、幅員9メートル以上であること。」における、取り扱いを次のとおりとする。
 - (1) 「幅員6メートル以上」とは、車両通行上支障がない幅員が6メートル以上あることとする。
 - (2) 「幅員9メートル以上」とは、車両通行上支障がない幅員が6メートル以上であり、かつ道路幅員が9メートル以上であることとする。
- 4 基準第2項第2号の内、「記2又は記4の適用については、主要な道路が、幅員6メートル以上であること。」における、「幅員6メートル以上」とは、車両通行上支障がない幅員が6メートル以上あることとする。
- 5 基準第4項の内、「周辺の環境条件に悪影響を及ぼさないものであること。」における取り扱いについては、次の各号を満たすものとする。
 - (1) 敷地内に敷地面積の10%以上の緑地を設けること。ただし、敷地面積が1ヘクタール未満の場合は、その割合を3%以上とすることができる。なお、緑地は、敷地境界線の内側に沿って設けることが望ましい。
 - (2) 遮光のための塀等を敷地の外周に設け、自動車のヘッドライト等の光を有効に遮断できるものとする。ただし、建築物等により有効に遮断出来る部分又は、流通業務施設等や幅員6メートル以上の道路に接する部分はこの限りでない。
 - (3) 事業の形態(例えば、24時間操業)等により、周辺への騒音、振動などの影響が大きくなると考えられる場合は、その軽減に必要と考えられる措置を、(1)及び(2)に加え適切に行うこと。

(4) 上記(1)、(2)に規定する敷地の取扱いについて、敷地増しの許可等を受けようとする場合は、既存敷地を含めた全体の敷地をいう。ただし、許可が不要として適正立地している既存敷地、又は、平成18年12月31日以前の許可にかかる既存敷地等についてはこの限りでない。

- 6 平成18年12月31日までに既に、「幹線道路の沿道等における流通業務施設の立地について知事が指定する区域（平成13年10月2日一部改正）」のうち記2の適用を受け、愛知県開発審査会基準第9号の許可により立地した流通業務施設については、平成19年1月1日以降における、「幹線道路の沿道等における流通業務施設の立地について知事が指定する区域（平成18年7月6日一部改正）」のうち記2又は記4の適用に関しては、距離の規定「1キロメートル以内の距離にある区域」を「おおむね1キロメートル以内の距離にある区域」と読み替える。

附 則

この基準は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年12月26日から施行する。

開 発 審 査 会 基 準 第 10 号

有料老人ホーム

有料老人ホームのための開発行為又は建築行為で、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームで、次の各号に該当するものであること。
 - (1) その設置及び運営が県の定める「愛知県有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合しており、県の有料老人ホーム担当部局と十分な連絡調整がとれたものであること。
 - (2) 当該有料老人ホームに係る入居の権利関係は、利用権方式又は賃貸借方式のものであること。
 - (3) 当該有料老人ホームが、市街化調整区域に立地する医療機関又は特別養護老人ホーム等が有する医療、介護機能と密接に連携しつつ立地する必要がある場合等、施設の機能、運営上の観点から市街化区域に立地することが困難又は不適當なものであること。
- 2 市町村の福祉施策及び都市計画の観点から支障がない旨の所在市町村長の副申書が添付されているものであること。
- 3 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が3,000平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

知事は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

開 発 審 査 会 基 準 第 11 号

地域振興のための工場等

地域振興を図る必要があるものとして立地する工場等のための開発行為又は建築行為若しくは用途変更で、申請の内容が自己の業務用のもので、第1項又は第2項に該当し、かつ第3項から第6項までに該当するものとする。

- 1 当該工場等は、地域振興のための工場等の立地について知事が指定する地域（昭和61年12月8日指定）における技術先端型業種に該当する工場又は研究所とする。
- 2 当該工場等は、都市計画法第34条第12号に基づく条例が適用される市町村において、所在市町村長が定めた区域内に立地するもので、次の各号に該当するものであること。
 - (1) 「愛知県の産業集積の推進に関する基本指針」（平成30年2月15日付け29産通第407号愛知県産業労働部長通知）に規定する「地域における産業集積の形成及び活性化を図るため企業立地及び事業の生産性の向上を重点的に促進すべき業種」に該当する工場又は研究所で、所在市町村長が地域振興を図るため必要であると認めるもの。
 - (2) 申請地は、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる区域を含む場合、想定される災害に応じた安全上及び避難上の対策が認められるもの。
 - (3) 敷地面積が3,000平方メートル以上であるもの。
 - (4) 敷地の主たる出入口が面する道路幅員が9メートル（1ヘクタール未満にあつては6メートル）以上であるもの。
- 3 申請地の規模はその事業計画に照らし適正なものであり、5ヘクタール未満であること。ただし、第2項の場合で開発行為が完了するまでに地区計画が定められるものにあつては、20ヘクタール未満とすることができる。
- 4 周辺の土地利用上支障がなく、周辺の環境条件に悪影響を及ぼさないものであること。
- 5 所在市町村長の支障がない旨の副申書が添付されているものであること。
- 6 開発又は建築を行なうために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

付 記

本基準第1項に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が3,000平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

知事は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする

附 則

この基準は、昭和61年12月4日から施行する。

附 則

この基準は、昭和63年2月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年7月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年11月12日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年7月31日から施行する。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(基準改正に伴う経過措置)

改正愛知県開発審査会基準第 11 号（令和 3 年 12 月 23 日議決、改正基準）の施行日前に旧愛知県開発審査会基準第 11 号（平成 30 年 3 月 15 日議決、旧基準）に該当するとして許可申請がされたもので、改正基準の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係わる開発審査会の基準は、改正基準に係わらず旧基準による。

開発審査会基準第 11 号の運用基準

- 1 基準第 1 項に規定する「技術先端型業種」は、別添（愛知県開発審査会基準第 11 号に係る「地域振興のための工場等の技術先端型として認められる業種、製品及び加工技術」）に掲げる業種とする。
- 2 基準第 1 項又は第 2 項（1）に該当する工場又は研究所は、基準第 1 項にあっては知事又は事務処理市長が、基準第 2 項（1）にあっては所在市町村長が、愛知県経済産業局及び建築局によって構成される業種該当性判定会において、いずれかの工場等に該当する旨の回答を受けたものとし、回答があった日から 3 年以内に許可申請されたものとする。
- 3 基準第 2 項に規定する「所在市町村長が定めた区域」は、都市計画法第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」において工業の用に供する土地として利用を図ることとされている地域に基づき、その区域の範囲を区域図（縮尺 1/2,500 程度の平面図）として示されたものとする。
- 4 基準第 2 項（2）に規定する「都市計画法施行令第 29 条の 9 各号に掲げる区域」には、次のいずれかに該当する区域を含まないものとする。
 - （1）都市計画法施行令（以下「令」とする。）第 29 条の 9 各号に掲げる区域の指定が解除されることが決定している区域。
 - （2）令第 29 条の 9 各号に掲げる区域の指定が短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる区域。
 - （3）（1）又は（2）と同等以上の安全性が確保されると認められる区域。
- 5 基準第 2 項（2）に規定する「想定される災害に応じた安全上及び避難上の対策が認められるもの」は、次に該当するものとする。
 - （1）令第 29 条の 9 第 4 号に掲げる区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域が指定されている区域を除く。）について、次のいずれかに該当するもの。
 - イ 土砂災害が発生した場合に同法第 8 条第 1 項に基づき市町村地域防災計画に定められた同項第 2 号の避難場所への確実な避難が可能なもの。
 - ロ 土砂災害を防止し、又は軽減するための施設の整備等の防災対策が実施されたもの。
 - ハ イ又はロと同等以上の安全性が確保されると認められるもの。
 - （2）令第 29 条の 9 第 6 号に掲げる区域について、次のいずれかに該当するもの。
 - イ 洪水等が発生した場合に水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条第 1 項に基づき市町村地域防災計画に定められた同項第 2 号の避難場所への確実な避難が可能なもの。
 - ロ 建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により床面の高さが想定浸水深以上となる居室を設けるもの。
 - ハ イ又はロと同等以上の安全性が確保されると認められるもの。
 - （3）（1）及び（2）に掲げる区域のほか、令第 29 条の 9 各号に掲げる区域について、想定される災害に応じた安全上及び避難上の対策により、安全性が確保されると認められるもの。

附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(資 料)

地域振興のための工場等の立地について知事が指定する地域

(昭和61年12月 8 日指定)
(平成13年10月12日一部変更)
(平成14年 4 月 1 日一部変更)
(平成15年 4 月 1 日一部変更)
(平成15年 8 月20日一部変更)
(平成17年 4 月 1 日一部変更)
(平成17年 7 月 7 日一部変更)
(平成17年10月 1 日一部変更)
(平成18年 2 月 1 日一部変更)
(平成18年 3 月20日一部変更)
(平成18年 4 月 1 日一部変更)
(平成19年11月30日一部変更)
(平成20年 1 月15日一部変更)
(平成21年10月 1 日一部変更)
(平成22年 1 月 4 日一部変更)
(平成22年 2 月 1 日一部変更)
(平成22年 3 月22日一部変更)
(平成23年 4 月 1 日一部変更)
(平成24年 1 月 4 日一部変更)

都市計画法（昭和43年 6 月15日法律第100号）第34条第14号及び都市計画法施行令（昭和44年 6 月13日政令第158号）第36条第 1 項第 3 号ホの規定の運用に関して、工場等の立地を行うことにより地域振興を図る必要がある区域を下記のとおり指定する。

記

瀬戸市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市（平成17年 9 月30日における新城市の区域に限る。）、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町及び幸田町の市街化調整区域（原則として農用地区域、保安林、自然公園区域（普通地域を除く。）、史跡・名勝・天然記念物、文化財包蔵地等積極的に保存すべき区域等を除く。）

愛知県開発審査会基準第11号に係る「地域振興のための工場等の技術先端型として認められる業種、製品及び加工技術」

(平成20年7月10日施行)

(平成25年9月6日施行)

(平成29年4月1日施行)

都市計画法（昭和43年6月15日法律第百号）第34条第14号及び都市計画法施行令（昭和44年6月13日政令第百五十八号）第36条第1項第3号ホの規定の運用に関して、地域振興のため立地することがやむを得ないと認められる工場等の業種、製品及び加工技術を下記のとおりとする。

1 旧建設省通達（昭和61年8月2日付け建設省経民発第34号）により指定された次に掲げる技術先端型業種（日本標準産業分類平成25年10月改定による。）

(1) 医薬品製造業（165）

ア 医薬品原薬製造業（1651）

イ 医薬品製剤製造業（1652）

ウ 生物学的製剤製造業（1653）

エ 生薬・漢方製剤製造業（1654）

オ 動物用医薬品製造業（1655）

(2) 通信機械器具・同関連機械器具製造業（301）

ア 有線通信機械器具製造業（3011）

イ 携帯電話機・PHS電話機製造業（3012）

ウ 無線通信機械器具製造業（3013）

エ ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業（3014）

オ 交通信号保安装置製造業（3015）

カ その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業（3019）

(3) 映像・音響機械器具製造業（302）

ア ビデオ機器製造業（3021）

イ デジタルカメラ製造業（3022）

ウ 電気音響機械器具製造業（3023）

(4) 電子計算機・同附属装置製造業（303）

ア 電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）（3031）

イ パーソナルコンピュータ製造業（3032）

ウ 外部記憶装置製造業（3033）

エ 印刷装置製造業（3034）

オ 表示装置製造業（3035）

カ その他の附属装置製造業（3039）

(5) 電子応用装置製造業（296）

ア X線装置製造業（2961）

イ 医療用電子応用装置製造業（2962）

ウ その他の電子応用装置製造業（2969）

(6) 電気計測器製造業（297）

ア 電気計測器製造業（2971）

イ 工業計器製造業（2972）

ウ 医療用計測器製造業（2973）

- (7) 電子デバイス製造業（２８１）
 - ア 電子管製造業（２８１１）
 - イ 光電変換素子製造業（２８１２）
 - ウ 半導体素子製造業（光電変換素子を除く）（２８１３）
 - エ 集積回路製造業（２８１４）
 - オ 液晶パネル・フラットパネル製造業（２８１５）
- (8) 電子部品製造業（２８２）
 - ア 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業（２８２１）
 - イ 音響部品・磁気ヘッド・小型モータ製造業（２８２２）
 - ウ コネクタ・スイッチ・リレー製造業（２８２３）
- (9) 記録メディア製造業（２８３）
 - ア 半導体メモリメディア製造業（２８３１）
- (10) 電子回路製造業（２８４）
 - ア 電子回路基板製造業（２８４１）
 - イ 電子回路実装基板製造業（２８４２）
- (11) ユニット部品製造業（２８５）
 - ア 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業（２８５１）
 - イ その他のユニット部品製造業（２８５９）
- (12) その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（２８９）
 - ア その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（２８９９）
- (13) 医療用機械器具・医療用品製造業（２７４）
 - ア 医療用機械器具製造業（２７４１）
 - イ 歯科用機械器具製造業（２７４２）
 - ウ 医療用品製造業（動物用医療機械器具を含む）（２７４３）
 - エ 歯科材料製造業（２７４４）
- (14) 光学機械器具・レンズ製造業（２７５）
 - ア 顕微鏡・望遠鏡等製造業（２７５１）
 - イ 写真機・映画用機械・同附属品製造業（２７５２）
 - ウ 光学機械用レンズ・プリズム製造業（２７５３）

2 先端技術が応用されていると認められる次に掲げる業種

（日本標準産業分類平成２５年１０月改定による。）

- (1) ガラス繊維・同製品製造業（２１１７）のうち、石英系光ファイバ素線の製造業
- (2) 電気用陶磁器製造業（２１４４）及び理化学用・工業用陶磁器製造業（２１４５）のうち、ＩＣ基板等電気機械の特性を向上させる目的で製造される陶磁器製品の製造業及び導電性セラミックス等製品の製造業
- (3) 金属工作（加工）機械製造業（２６６１，２６６２）のうち、数値制御装置付自動工作機械等の高機能の機械製造業
- (4) 複写機製造業（２７１１）及びその他の事務用機械器具製造業（２７１９）のうち事務用電子機器の製造業
- (5) ロボット製造業（２６９４）
- (6) 内燃機関電装品製造業（２９２２）のうち、エンジン集中制御システム等のコンピュータ制御された内燃機関電装品の製造業
- (7) 自動車・同附属品製造業（３１１１，３１１２，３１１３）のうち、衝突防止システム・車線逸脱防止システム等高度技術が活用された自動車及びその附属品の製造業

- (8) 鉄道車両・同部分品製造業（３１２１，３１２２）のうち、新交通システム関連部品の製造業
- (9) 航空機製造業（３１４１）及び航空機用原動機製造業（３１４２）
- (10) その他の航空機部分品・補助装置製造業（３１４９）のうち、航空機本体を構成する部分品・補助装置の製造業
- (11) 他に分類されない輸送用機械器具製造業（３１９９）のうち、ロケット、人工衛星等の宇宙関連機械の製造業
- (12) 理化学機械器具製造業（２７３８）のうち、バイオ実験装置等の特殊な科学研究用・教育用機械器具の製造業
- (13) その他の楽器・楽器部品・同材料製造業（３２４９）のうち、電子部品を組み込んだ電子楽器の製造業
- (14) 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）（３２９６）のうち、従来の記憶媒体に新技術が応用され特性が向上したものの製造業
- (15) 娯楽用具・がん具製造業（人形を除く）（３２５１）のうち、ＴＶゲーム等の電子部品を組み込んだものの製造業（児童乗物を除く）

3 次に掲げる製品の製造業

- (1) 別表１に掲げる先端技術を応用した製品及び当該製品の部分品で先進性が認められるものの製造業
- (2) 別表２に掲げる先端技術を応用した材料の製造業並びに当該材料を使用した製品及び当該製品の部分品で先進性が認められるものの製造業

4 次に掲げる高度加工技術に係る製造業

製品の加工において、別表３に掲げる超精密加工、超微細加工、高度機械加工、薄膜化加工、積層造形技術、表面硬化加工、接合、表面処理及び先進成形を行なうため製法特許を取得している者等のうち、特に高度な加工技術（単に、先端技術を応用した加工精度の高い機械等を使用して製造するもの、及び作業者の技能に依存するものは除く。）を応用していると認められる製造業

別表 1

先端技術を応用した製品

分野	製品	
	区分	製品名 (例示)
1. 情報技術	1.1 コンピュータ	パーソナルコンピュータ、ワークステーション、スーパーコンピュータ、光コンピュータ、端末制御装置、インテリジェントターミナル、マイクロプロセッサ
	1.2 コンピュータ素子	光電変換素子、電荷結合素子、光結合素子、ジョセフソン素子、ディレイライン、集積回路、超LSI、抵抗チップ、磁気バブルメモリー、ICメモリー、ICパッケージ
	1.3 コンピュータ周辺機器	記憶媒体、記憶媒体読み取り装置、各種プリンタ機器、パターン認識装置、音声認識装置、音声合成装置、ITS（高度道路交通システム）関連機器、画像処理装置
	1.4 光電子機器	レーザー装置、レーザー応用装置、レーザーレーダー装置、ファイバーオプティックコネクタ、エレクトロルミネセンス、フォトカプラー、発光ダイオード、液晶表示装置、プラズマディスプレイ、光電子・通信システム、有機ELディスプレイ
	1.5 メカトロニクス・ロボット関連機器	自動組立機械、部品自動供給装置、自動検査装置、マニピュレータ、マイクロマシン、産業用ロボット、知能ロボット、群管理システム、集中監視システム、小物部品組立フィンガーシステム・生産ライン、自動仕分けシステム、工作機械無人化システム、フレキシブル・マニファクチュアリング・システム（FMS）、コンピュータ・エイデッド・デザイン（CAD）システム、CAD/CAM/CAEシステム
	1.6 通信機器関連機器・システム	テレビ電話、各種電話応用装置、多重放送機材、画像通信システム、データ放送機器、デジタル放送機器、ATM関連システム、金融オンラインシステム、CATVシステム、テレメタリングシステム、公衆デジタル通信システム、衛星通信システム、パケット交換システム、警備保障システム、ネットワーク機器
	1.7 事務用情報処理機器	電子複写機、OCR、各種専用端末システム、モバイル型情報機器、POSシステム
	1.8 医療用電子機器	超音波診断装置、凍結手術装置、レーザーメス、患者監視装置、核医学装置、光ファイバースコープ、内視鏡、医療情報システム、電子線治療装置、医用パイピング・システム、診断機器、分析機器、ペースメーカー、ホスピタル・オートメーション、輸液装置、手術援助装置
	1.9 家庭用電子機器	音響映像複合製品、PCMオーディオ（ビデオ）アダプター、DVD（BD）プレーヤー、DVD（BD）レコーダー、ハイビジョン対応製品（プレーヤー、レコーダー）、液晶テレビ、情報家電、コンピュータゲーム機
2. ライフサイエンス	2.1 バイオテクノロジー関連	抗ガン剤、生物学的製剤、バイオリアクター、抗生物質、その他医療品、新酵素、動物（植物）の細胞融合利用製品、生理活性物質、DNA技術関連製品、バイオセンサー、組織培養関連製品、ゲノム製剤
	2.2 人工医療部材	人工血液、人工血管、人工弁、人工臓器、人工骨、人工皮膚、人工生体組織
3. 環境・エネルギー分野	3.1 環境・自然エネルギー関連	排ガス浄化機器、太陽熱発電プラント、風力発電装置、波流発電装置、波力発電装置、河川流発電装置、地熱発電プラント、ソーラーシステム、海洋温度差発電装置、太陽電池、バイオマスエネルギー装置

分 野	製 品	
	区 分	製 品 名 (例 示)
3. 環境・エネルギー分野	3.2 新エネルギー関連	LNG冷熱利用システム、廃熱回収システム、高温ガス炉、燃料電池、長寿命電池、水素エネルギーシステム、スターリングエンジン、コージェネレーションシステム、高効率ヒートポンプ、高効率蓄電池、高効率キャパシタ、水素改質装置、ガスタービン・ガスエンジン発電装置、ハイブリッド車関連製品、燃料電池車関連製品、コモンレール関連製品、スマートグリッド関連装置
4. 輸送機器・先端輸送機器	4.1 航空・宇宙機器関連	航空機機体・同関連部品、エンジン、複合型LTA関連製品、宇宙機器、人工衛星、ロケット・同関連部品
	4.2 先端輸送機器関連	低公害車、低燃費車、電気自動車、燃料電池車、ハイブリッド車、自動運転対応車、リニアモーターカー、関連部品

別表2 先端技術を応用した材料

製 品	
区 分	材 料 名 (例 示)
5.1 環境関連	生分解性プラスチック、光触媒材料、セラミックス系環境浄化素材、排ガス浄化素材、電磁波シールド材
5.2 高分子材料	エンジニアリング・プラスチック（ポリカーボネード、ポリアセタール、ポリアミド）、逆浸透膜、ポリイミド
5.3 ファインセラミックス	機能性セラミック（圧電素子、熱電素子、センサー）
5.4 その他の新材料	半導体材料、光ファイバー、磁性材料（フェライト）、超耐熱合金、酸化物単結晶、炭素繊維、カーボンナノ材料（カーボンナノチューブ、フラーレン、グラフェン等）、生体適合性材料、炭化ケイ素、窒化ガリウム、高性能・高機能繊維（炭素繊維、アラミド繊維、ナノファイバー等）、形状記憶材料、希少金属代替材料、有機－無機ハイブリッド材料

別表3 高度加工技術

区 分	内 容 (例 示)
1. 超精密加工	超精密機械加工、非球面精密加工、精密鋳造、電子ビーム加工（溶接等）
2. 超微細加工	プラスチックマイクロ成形加工、細線化加工、超微粉化加工、精密表面加工
3. 高度機械加工	メタルインジェクション加工（金属射出成形）、難加工材料機械加工
4. 薄膜化加工	プラズマ溶射、PVD（スパッタリング、真空蒸着、イオンプレーティング）、CVD（熱、減圧、プラズマ）
5. 積層造形技術（ラピッド・プロトタイピング）	光硬化樹脂積層造形法、粉末焼結積層造形法、シート積層法、熱溶解積層法、インクジェット法
6. 表面硬化加工	真空熱処理（浸炭、窒化）
7. 接合技術	摩擦攪拌接合、異種材料接合、レーザー接合
8. 表面処理技術	金属、プラスチック、セラミック等の表面処理（プラズマ処理、コーティング、ブラスト加工等）
9. 先進成形技術	真空補助樹脂注入成形法（VaRTM）、セミソリッド成形法
注 これらの技術を活用して、製品、部分品又は部品を製造するものを対象とする。	

愛知県の産業集積の推進に関する基本指針

1 目的

この指針は、本県における産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、県内の優れた産業基盤や地域特性を生かして、産業集積の形成及び活性化を促進することにより、産業力の強化と新たな雇用の創出を図り、もって本県産業の発展と地域経済の振興に寄与することを目的とする。

2 現状と課題

これまでこの地域には、自動車産業をはじめ、工作機械や鉄鋼、繊維等の地場産業まで幅広いモノづくり産業が集積し、これらの産業が技術革新を競い合うことで新たなイノベーションを生み出してきた。

こうした中、本県では、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）第5条に基づき策定した愛知県内各地域の基本計画（西尾張地域基本計画、東尾張地域基本計画、西三河地域基本計画、東三河地域基本計画）において、企業立地等を重点的に促進すべきとして指定した業種（以下「指定集積業種」という。）について産業集積の形成及び活性化を図ってきたところである。

今回、企業立地促進法が平成29年7月に改正され、これまで産業集積の指針としていた基本計画は平成30年3月末日をもって効力が終了することとなったものの、本県における産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性に変わりはない。

更に、グローバル化の進展により産業空洞化の懸念が高まるなど、我が国の製造業を取り巻く環境は厳しさを増しており、これまで以上に産業集積を促進させ、集積が集積を呼び、イノベーションが好循環を生む産業基盤の強化を図ることが求められている。

3 目指すべき方向性

本県は、県内における全雇用者数の約2.5割、売上高の約4割、付加価値額の約3割を製造業が占めており、製造品出荷額等が昭和52年以来39年連続で日本一を続けるなど、我が国のものづくりをリードする産業県である。

今後も、その強い産業力を更に強くすることで、働く場をつくり、人を呼び込み、そこでまた新たな産業や仕事が生み出されるという好循環を継続・加速させていく。

4 集積業種

本指針では、地域における産業集積の形成及び活性化を図るため、企業立地及び事業の生産性の向上を重点的に促進すべき業種（以下「集積業種」という。）を別表のとおり定める。

なお、定めるにあたっては、自然的・経済的・社会的な条件などから4つの地域（西尾張・東尾張・西三河・東三河）に区分し、産業基盤や地域特性に応じて定めることとする。

5 方策

(1) 立地優遇施策

平成24年度より「産業空洞化対策減税基金」を積み立て、これを原資とする立地補助制度を運用し、次世代を担う産業の集積と県外企業の新規立地、県内企業の再投資の促進を図っている。

このうち「新あいち創造産業立地補助金（Aタイプ）」については、20年以上県内に立地している企業の再投資を市町村と共に支援するため、指定集積業種を補助対象分野のひとつとして設定してきたが、今後は集積業種を補助対象分野のひとつとして設定し、産業集積を推進していく。

(2) 規制緩和

平成 20 年 7 月より、本県の企業誘致に必要な用地確保の課題に対応するため、指定集積業種に属する事業の用に供する工場又は研究所を「地域振興のための工場等」として市街化調整区域での立地を認めており、今後は集積業種に属する事業の用に供する工場等の立地を認めることにより、産業集積を推進していく。

6 見直し

本指針は、施行後 5 年を経過した場合において、地域における産業集積の状況を考慮し必要があると認めるときは見直しを図るものとする。ただし、5 年以内における見直しを妨げるものではない。

附 則

この指針は平成 30 年 2 月 15 日から施行する。

別表

地 域	産 業	業 種
西尾張地域	輸送機械関連産業	11 繊維工業
		16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。）
		18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
		19 ゴム製品製造業
		22 鉄鋼業
		23 非鉄金属製造業
		24 金属製品製造業
		25 はん用機械器具製造業
		26 生産用機械器具製造業
		27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。）
		28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
		29 電気機械器具製造業（2962 医療用電子応用装置製造業及び 2973 医療用計測器製造業を除く。）
西尾張地域	繊維関連産業	30 情報通信機械器具製造業
		31 輸送用機械器具製造業
		32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）
	繊維関連産業	11 繊維工業
		25 はん用機械器具製造業
		26 生産用機械器具製造業
		27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。）
西尾張地域	電気・電子機器関連産業	11 繊維工業
		18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
		19 ゴム製品製造業
		21 窯業・土石製品製造業
		25 はん用機械器具製造業
		26 生産用機械器具製造業
		27 業務用機械器具製造業

		28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）
	機械・金属 関連産業	11 繊維工業 16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業 及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。） 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）
	農商工連携 関連産業	9 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。）
東尾張地域	輸送機械関 連産業	11 繊維工業 16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業 及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。） 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除 く。） 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業（2962 医療用電子応用装置製造業及び 2973 医 療用計測器製造業を除く。） 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）
	繊維関連産 業	11 繊維工業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除 く。）
	機械・金属 関連産業	11 繊維工業 16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業

		及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。) 18 プラスチック製品製造業 (別掲を除く) 19 ゴム製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 32 その他の製造業 (323 時計・同部分品製造業に限る。)
	健康長寿関連産業	9 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 (105 たばこ製造業を除く。) 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業 (家具を除く) 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 16 化学工業 (161 化学肥料製造業を除く。) 18 プラスチック製品製造業 (別掲を除く) 19 ゴム製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業 (323 時計・同部分品製造業及び 3297 眼鏡製造業 (枠を含む) に限る。)
	新エネルギー関連産業	11 繊維工業 16 化学工業 (161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業 及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。) 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 (274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。) 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 (2961 X線装置製造業、2962 医療用電子応用装置製造業及び 2973 医療用計測器製造業を除く。) 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業 (323 時計・同部分品製造業に限る。)

	農商工連携 関連産業	9 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。） 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 16 化学工業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。） 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業（2961 X線装置製造業、2962 医療用電子応用装置製造業及び2973 医療用計測器製造業を除く。） 30 情報通信機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業及び 3297 眼鏡製造業（枠を含む）に限る。）
西三河地域	輸送機械関 連産業	11 繊維工業 16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。） 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。） 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業（2962 医療用電子応用装置製造業及び2973 医療用計測器製造業を除く。） 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）
	電気・電子 機器関連産 業	11 繊維工業 21 窯業・土石製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）
	機械・金属	11 繊維工業

東三河地域	関連産業	16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。） 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）
	健康長寿関連産業	9 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。） 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 16 化学工業（161 化学肥料製造業を除く。） 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業及び 3297 眼鏡製造業（枠を含む）に限る。）
	農商工連携関連産業	9 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。） 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業
	輸送機械関連産業	11 繊維工業 16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。） 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業

		26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。） 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）
	繊維関連産業	11 繊維工業 16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。） 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。）
	機械・金属関連産業	11 繊維工業 16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。） 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業に限る。）
	健康長寿関連産業	9 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。） 11 繊維工業 16 化学工業（161 化学肥料製造業を除く。） 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業及び 3297 眼鏡製造業（枠を含む）に限る。） 71 学術・開発研究機関（711 自然科学研究所に限る。）
	新エネルギー関連産業	16 化学工業（161 化学肥料製造業、1624 塩製造業、165 医薬品製造業及び166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。） 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。） 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業（2961 X線装置製造業、2962 医療用電子応用装置製造業及び2973 医療用計測器製造業を除く。） 30 情報通信機械器具製造業
	農商工連携	9 食料品製造業

	関連産業	10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く。） 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 16 化学工業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療用品製造業を除く。） 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業（2961 X線装置製造業、2962 医療用電子応用装置製造業及び2973 医療用計測器製造業を除く。） 30 情報通信機械器具製造業 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業及び 3297 眼鏡製造業（枠を含む）に限る。）
--	------	--

備考 1 西尾張地域、東尾張地域、西三河地域及び東三河地域とは、それぞれ次に定める区域をいう。

- (1) 西尾張地域 一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域
 - (2) 東尾張地域 名古屋市、瀬戸市、半田市、春日井市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡及び知多郡の区域
 - (3) 西三河地域 岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市及び額田郡の区域
 - (4) 東三河地域 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市及び北設楽郡の区域
- 2 業種は、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）で定める中分類、小分類及び細分類による。

開 発 審 査 会 基 準 第 12 号

大規模な既存集落における小規模な工場等

大規模な既存集落として知事が指定した集落（以下「指定既存集落」という。）において、やむを得ない事情により必要とする小規模な工場等のための開発行為又は建築行為若しくは用途変更で、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 申請者は、指定既存集落のひとつに、原則として、市街化調整区域決定前から継続して居住している者であること。
- 2 申請地は、次の各号に該当するものとする。
 - (1) 申請地は、申請者が市街化調整区域決定前から継続して居住している指定既存集落内の土地であること。
 - (2) 申請地の規模は、1,000平方メートル以下であること。
- 3 申請に係る建築物は、自己の業務の用に供する次に掲げるものであること。
 - (1) 工場（作業場を含む。）
 - (2) 事務所
 - (3) 店舗（延べ面積が500平方メートル以下に限る。）
 - (4) 運動・レジャー施設
- 4 申請者及び申請者の配偶者は、市街化区域内において申請に係る建築物を建築できる土地又は用途変更できる建築物を所有していないこと。
- 5 店舗及び運動・レジャー施設にあつては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業等ではないこと。
- 6 工場にあつては、周辺の土地利用上支障がなく、周辺の環境条件に悪影響を及ぼさないものであり、所在市町村長の支障がない旨の副申書が添付されているものであること。
- 7 当該申請を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が500平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

知事は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

附 則

（施行期日）

この基準は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

（基準改正に伴う経過措置）

改正愛知県開発審査会基準第 12 号（平成 28 年 10 月 20 日議決、改正基準）の施行日前に旧愛知県開発審査会基準第 12 号（昭和 62 年 12 月 3 日議決、旧基準）に該当するとして許可申請されたもので、改正基準の施行の際、許可又は不許可の処分がなされていないものに係る開発審査会の基準は、改正基準に係わらず旧基準による。

開発審査会基準第 12 号の運用基準

- 1 基準第 1 項に規定する「原則として、市街化調整区域決定前から」の例外は、次の各号のいずれかに該当する場合(居住している者が市街化調整区域決定前に出生している場合に限る。)とする。
 - (1) 都市計画法第34条第13号又は同法施行令第36条第 1 項第 3 号ニに該当するものとして許可を受け、当該建築物に居住している場合。
 - (2) 市街化調整区域決定前に自己の居宅の建築確認申請を行い、市街化調整区域決定後 1 年以内に当該建築物に居住している場合。
 - (3) 市街化調整区域決定後に土地収用法（昭和26年法律第219号）第 3 条の各号に規定する事業の施行による建築物の移転等の事情により、当該指定既存集落に居住している場合。
 - (4) 旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)による認可を受けた団地内の土地を、市街化調整区域決定後 6 ヶ月以内に取得し、かつ、市街化調整区域決定後 5 年以内から現在まで継続して当該地に居住している場合。
- 2 基準第 1 項に規定する「原則として、市街化調整区域決定前から継続して居住している」の例外は、次に掲げる期間とする。
 - (1) 大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び高等学校に通学するため、当該指定既存集落を離れ就学していた期間。
 - (2) 就労のため、当該指定既存集落に申請者の配偶者又は 2 親等内の直系血族（転出時に申請者が同居していた者に限る。）を残し、他所へ転出していた期間。
 - (3) 1 年以内の期間で、やむを得ず当該指定既存集落外へ転出していた期間。
- 3 基準第 1 項に規定する「指定既存集落のひとつに、原則として、市街化調整区域決定前から継続して居住している者」は、次の各号のいずれかにより確認する。
 - (1) 住民票又は戸籍の附票
 - (2) 住民票及び改製原戸籍により、次のいずれにも該当することを確認する。
 - イ 出生時の改製原戸籍の本籍欄に記載された所在地と申請時の住民票の住所が一致していること。
 - ロ 住民票の転入届出年月日が平成28年10月20日以前であること。
 - ハ 住民票の前住所は、前項各号のいずれかに該当する期間居住していた土地又は申請者が居住している指定既存集落内の土地と一致していること。
 - (3) その他公的資料
- 4 基準第 1 項に規定する「原則として、市街化調整区域決定前から継続して居住している者」には、指定既存集落の周辺の土地（330メートル以内の範囲とする。ただし、市街化区域を除く。）に市街化調整区域決定前から継続して居住している者を含むものとする。ただし、この指定既存集落の周辺の土地は、指定既存集落には含まない。
- 5 基準第 1 項に規定する申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、法人を申請者とすることができるものとする。
 - (1) 市街化調整区域決定前から当該法人の本拠地（本店の所在地）が指定既存集落内にあるもの。
 - (2) 市街化調整区域決定前から継続して指定既存集落に居住しており、当該指定既存集落内の土地において市街化調整区域決定前から事業を行ってきた者が、市街化調整区域決定後に法人を設立した場合で、設立後の法人の本拠地（本店の所在地）、事業内容、代表

者、財産等について、法人設立前の事業者との間に同一性、一体性が認められるもの。

- (3) 市街化調整区域決定前から継続して指定既存集落に居住しており、当該指定既存集落内の土地において市街化調整区域決定後に都市計画法の許可を受ける等により事業を行っている者が、その後に法人を設立した場合で、設立後の法人の本拠地（本店の所在地）、事業内容、代表者、財産等について、法人設立前の事業者との間に同一性、一体性が認められるもの。
- 6 基準第1項に規定する申請者は、申請地以外の土地において基準第3項に掲げる建築物を所有していないこと。ただし、この申請地以外の土地及び申請地の規模の合計が基準第2項第2号以下の場合においては、この限りではない。
- 7 基準第2項による申請地は、申請地を含む3ヘクタール（原則として、半径100メートルの円又は各辺が100メートル以上の矩形とする。ただし、道路沿いに発達した集落等当該集落の態様等を踏まえやむを得ないと認められる場合はこの限りではない。）当たり、建築物（建築面積が30平方メートル以上のものに限る。以下同じ。）が18棟以上存する区域内の土地であること。なお、建築物の棟数算定に当たり、工場、学校その他大規模施設（敷地面積が1ヘクタール以上の施設に限る。）が存する場合は、当該施設敷地内については、1ヘクタール当たり6棟の密度を有するとみなすことができる。
- 8 基準第2項に規定する指定既存集落が2以上の市町村にまたがる場合の申請地は、市街化調整区域決定前から継続して居住している者が居住する市町村の当該指定既存集落内の土地又は居住地の存する小学校区に隣接する他市町村の小学校区の当該指定既存集落内の土地とする。
- 9 基準第2項に規定する指定既存集落が同一小学校区に2以上存する場合、申請地はやむを得ない事情がある場合に限り、市街化調整区域決定前から継続して居住している者が居住する指定既存集落と異なる同一小学校区の他の指定既存集落内の土地とすることができる。ただし、指定既存集落間の距離が330メートル以内である場合は、やむを得ない事情は問わないものとする。
- 10 基準第3項に規定する申請に係る建築物に附属する管理施設は、必要最小限の規模のものとする。なお、附属建築物である車庫、倉庫等で申請に係る建築物と一体的に利用されると認められるものは、当該建築物に含めて許可の対象として差し支えない。

附 則

この基準は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年12月26日から施行する。

(資 料)

大規模な既存集落として知事が指定する集落

(昭和62年 5 月 1 日指定)

(平成13年10月12日一部変更)

(平成19年11月30日一部変更)

(平成28年10月20日一部変更)

都市計画法（昭和43年 6 月15日法律第100号）第34条第14号及び都市計画法施行令（昭和44年 6 月13日政令第158号）第36条第 1 項第 3 号ホの規定の運用に関して、大規模な既存集落を下記のとおり指定する。

記

次の各項に該当する独立して一体的な日常生活圏を構成している集落であって、原則として農用地区域等積極的に保存すべき区域を除いた区域。

- 1 当該集落内には、小・中学校、鉄道の駅若しくはバス停留所、日用品店舗等、旧町村役場、病院若しくは診療所等の社会生活に係る施設のいずれかが存すること。
- 2 市街化調整区域内において、次の各号のいずれかに該当する集落。
 - (1) 180 棟以上の建築物（「建築面積が 30 平方メートル以上のものに限る。」以下同じ。）が連たんしている集落（以下「大規模集落」という。）。
 - (2) 45 棟以上 180 棟未満の建築物が連たんして集落を形成し、その集落の複数が 55 メートルを超え 330 メートル以内の距離をもって連続している場合で、それぞれの集落内にある建築物の棟数の合計が 180 棟以上となる場合（互いに 180 棟以上の建築物が連たんしている集落は別の集落として扱う。）。
 - (3) 45 棟以上 180 棟未満の建築物が連たんして集落を形成し、大規模集落から 330 メートル以内の距離をもって連続している場合は、当該大規模集落の一部とする。
- 3 前項に規定する「連たん」については、次の各号により取り扱う。
 - (1) 建築物の敷地間の距離が、55 メートル以内で連続していること。
 - (2) 建築物の棟数算定に当たり、同一敷地に複数の建築物があるときは、それぞれ算定する。なお、共同住宅又は長屋にあっては住戸数を棟数とし算定する。
- 4 当該集落に係る棟数の密度は、1 ヘクタール当たり、建築物が 6 棟以上存すること。

附 則

この基準は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

開 発 審 査 会 基 準 第 13 号

介護老人保健施設

介護保険法第94条に規定する介護老人保健施設（社会福祉法第2条第3項第10号に規定する第2種社会福祉事業の用に供せられるものを除く。）のための開発行為又は建築行為で申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 当該施設が厚生労働省の定める「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（以下「厚生労働省の基準」という。）及び愛知県の定める「指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛知県条例第70号）第四章」に適合し、開設が確実に許可される見込みがある旨の確認が愛知県福祉局高齢福祉課においてなされたものであること。
- 2 厚生労働省の基準第30条に規定する協力病院が近隣に所在する場合等当該施設を立地させることがやむを得ないと認められるものであること。
- 3 所在市町村長の支障がない旨の副申書が添付されているものであること。
- 4 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が受けられるものであること。

付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が3,000平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

知事は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

附 則

この基準は、昭和63年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年5月11日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年7月18日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年5月16日から施行する。

開 発 審 査 会 基 準 第 14 号

既存の土地利用を適正に行うための管理施設の設置

既存の土地利用を適正に行うために、最低限必要な管理施設を設置するための開発行為又は建築行為で、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 申請に係る建築物は、資材置き場、駐車場等に必要な管理施設で、原則として、次に掲げるものとする。
 - (1) 事務所
 - (2) 倉庫
 - (3) 休憩所
- 2 申請に係る土地は、原則として既存の土地利用地内とし、その規模は200平方メートル以下でかつ既存の利用地に比して過大でないこと。
- 3 申請に係る建築物は、2階建て以下とする。
- 4 周辺の土地利用上支障がなく、周辺の環境に悪影響を及ぼさないものであること。
- 5 既存の土地利用及び申請に係る建築物について、所在市町村長の支障がない旨の副申書が添付されているものであること。
- 6 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が100平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

知事は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

開 発 審 査 会 基 準 第 15 号

既存住宅の増築等のためのやむを得ない敷地拡大

敷地を拡大し、既存住宅を増築又は改築するための開発行為又は建築行為で申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 原則として、既存住宅は、都市計画法に基づく許可を受けた者が自己の居住の用に供する1戸の専用住宅であること。
- 2 現に居住している既存住宅が、過密又は狭小であり、敷地を拡大し増築又は改築することがやむを得ないと認められるものであること。
- 3 拡大する敷地は、既存住宅が建築されている敷地の隣接地とし、その面積は、増築又は改築される住宅にふさわしい規模のものであること。
- 4 増築又は改築される住宅は、自己の居住の用に供するものとしてふさわしい規模、構造、設計等のものであること。
- 5 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が、既存の敷地と併せて500平方メートル以下（路地状部分を除く。）のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

知事は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

開 発 審 査 会 基 準 第 16 号

相当期間適正に利用された住宅及び学生下宿のやむを得ない用途変更

相当期間適正に利用された住宅及び学生下宿のやむを得ない事情による用途変更で、申請の内容が次の1項又は2項に該当し、かつ3項に該当するものとする。

- 1 原則として都市計画法に基づく許可を受けて建築された後、10年以上適正に利用された1戸の専用住宅等で次の各号に該当するものであること。
 - (1) 社会通念上やむを得ない事情があること。
 - (2) 用途変更後の建築物は、原則として1戸の専用住宅とし、自己の居住用として使用すること。
 - (3) 専用住宅等を譲渡する場合にあっては、譲り受ける者の現在居住している住居について過密、狭小、被災、立ち退き、借家等の事情があること。
- 2 都市計画法に基づく許可を受けて建築された後、相当期間適正に利用された大学等の学生下宿で次の各号に該当するものであること。
 - (1) 大学等の廃校、移転又は学部的大幅な縮小により、当該大学等と運営方法についての契約を結ぶことが困難であること。
 - (2) 用途変更後の建築物は、共同住宅又は寄宿舍の用に供するものであること。
- 3 他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

付 記

本基準に該当するもののうち、敷地面積が1項については500平方メートル以下（路地状部分を除く。）、2項については1,000平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

知事は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

開発審査会基準第16号の運用基準

- 1 基準第1項に規定する「原則として都市計画法に基づく許可を受けて建築された」の例外は、都市計画法第29条第1項第2号に掲げる農林漁業を営む者の居住の用に供する建築物及び、平成18年以前の旧都市計画法第29条第1項第3号において許可不要として建設された併用住宅とする。
- 2 基準第1項及び第2項に規定する「適正に利用された」とは、許可を受けた者が建築後に継続して許可を受けた建築物（前項を含む。）の用途のとおり利用し、その間に都市計画法第81条の規定に基づく監督処分を受けていないことをいう。
- 3 基準第1項の「専用住宅等」（以下、「住宅」という。）とは、専用住宅又は併用住宅とする。
- 4 基準第1項第1号に規定する「やむを得ない事情」とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 主たる収入者が、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定により、現在の住宅に居住していることが困難になった場合。
 - (2) 当該住宅が裁判所の競売又は官公庁の公売に付された場合。
 - (3) 主たる収入者の死亡、重度障害、失踪により、経済的負担が生じ、現在の住宅に居住していることが困難になった場合。
 - (4) 主たる収入者の転勤、転職又は定年により、現在の住宅に居住していることが困難になった場合。
 - (5) 家族の健康上の事情、家族構成の変更に伴い現在の住宅に居住していることが困難になった場合。
 - (6) 社会情勢による経営の悪化等の理由により現在の事業を行うことが困難になった場合。
- 5 上記4の「やむを得ない事情」のうち、(1)、(2)、(3)については、適正に利用された相当期間にかかわらず用途変更を認めることができる。
- 6 基準第1項第2号に規定する「原則として1戸の専用住宅」の例外は、『建築基準法別表第2（い）項第二号に掲げる兼用住宅』に該当する併用住宅とする。ただし、住宅以外の部分は、居住者自らが営むものに限る。
- 7 基準第2項に規定する「相当期間」とは、建設された後から大学等の廃校、移転又は学部的大幅な縮小に至るまでの期間をいう。

開 発 審 査 会 基 準 第 17 号

既存の宅地における開発行為又は建築行為等

市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更してその区域が拡張された際すでに宅地であった土地で現在まで継続して宅地であるもののうち、おおむね50戸以上の建築物が連たんしている土地における開発行為又は建築行為若しくは用途変更で、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 予定建築物の用途は次の各号の一に掲げるもので、居住の用又は自己の業務の用に供するものであること。
 - (1) 住宅、店舗等で建築基準法別表第2（い）項、（ろ）項又は（は）項に掲げるもの。ただし、床面積については適用しない。
 - (2) 事務所、倉庫又は工場（作業場を含む。以下、同じ。）。ただし、建築基準法別表第2（る）項、（を）項（第5号及び第6号を除く。）又は（わ）項（第1号から第6号までを除く。）に掲げるものを除く。
- 2 予定建築物の用途は次の各号に掲げる用途に供しないものであること。
 - (1) 倉庫にあつては、建築基準法別表第2（と）項の準住居地域内において建築してはならない規模以上の危険物の貯蔵等をするもの
 - (2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業等
- 3 工場にあつては、周辺の土地利用上支障がなく、周辺の環境条件に悪影響を及ぼさないものであり、所在市町村長の支障がない旨の副申書が添付されているものであること。
- 4 申請地の規模は、居住の用に供するものにあつては5ヘクタール未満とし、第1項第1号に該当するもの（居住の用に供するものは除く。）については1,000平方メートル以下、同項第2号に該当するものは500平方メートル以下であること。
- 5 建築物の高さは、原則として10メートル以下であること。
- 6 住宅の開発行為及び建築行為で、一戸建ての住宅の一画地の最低敷地面積は原則として160平方メートル以上であること。ただし、土地利用上やむを得ない場合で、複数の区画がある場合は、全体区画の数に0.2を乗じて得た数（平成20年3月24日以降分筆等による分割がなされていないものについて、その数が1に満たない場合は1とする）を超えない数の区画について140平方メートル以上とすることができる。
- 7 居住の用に供する建築物（一戸建ての住宅を除く。）にあつては、駐車場がその敷地内に適切に設けられていること。
- 8 開発又は建築若しくは用途変更を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が3,000平方メートル以下でかつ建築物の高さが10メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

知事は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

附 則

この基準は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 73 号）の施行の日から施行する。（平成 13 年 5 月 18 日）

附 則

この基準は、平成 14 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 18 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 20 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

開発審査会基準第 17 号の運用基準

- 1 市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更してその区域が拡張された際すでに宅地であった土地で現在まで継続して宅地であるもの（以下、「宅地」という。）は、次の各号の一に該当するものであること。
 - (1) 土地の登記事項証明書の地目が宅地であるもの。ただし、登記日付が昭和 50 年 4 月 1 日以降であり、原因日付が市街化調整区域決定の日より前に遡及しているものを除く。
 - (2) 建築物が存在していたことが、建物の登記事項証明等により確認できるもの。
 - (3) 平成 12 年 5 月 19 日改正前の都市計画法第 43 条第 1 項第 6 号の既存宅地確認を受けたもの。
 - (4) その他、公的資料により確認できるもの。
- 2 連たんについては、次の各号により取り扱うことができるものとする。
 - (1) 敷地間の最短距離がおおむね 50 メートルの距離をもって連続していること。
 - (2) 既に建築物がない宅地にあっても、連続しているものとみなす。
 - (3) 戸数の算定（延べ面積が 30 平方メートル以上のものに限る。以下、同じ。）にあたっては同一敷地に複数の棟があるときは、それぞれ算定し、共同住宅又は長屋にあつては住戸数で算定するものとする。
- 3 建築基準法第 43 条第 1 項の規定による敷地の接道が満たされない場合等においては、接道のための必要最小限の路地状部分等（原則として、分筆するものとする。）について申請区域に含めることができる。この場合、路地状部分等については開発審査会基準（以下、「審査会基準」という。）第 4 項の面積には含めないものとする。
- 4 工場にあつては、県又は事務処理市における建築基準法施行細則に基づく「工場に関する報告書」の様式を準用し、作業場の床面積、主要な機械等について報告するものとする。
- 5 2 以上の用途の建築物を建築するときは、審査会基準第 4 項で定めるおのおのの面積のうち最も小さな面積を適用するものとする。
- 6 一戸建ての住宅（予定建築物が 2 戸以上のものは除く。）で申請地（敷地）が平成 13 年 5 月 18 日以降分筆等による分割がなされていないものについては、審査会基準第 6 項の規定は適用しない。
- 7 審査会基準第 6 項及び前項において、公共事業（土地収用法第 3 条の各号に規定する事業の施行によるものなど）に係る分割がなされたものは、「分筆等による分割がなされていないもの」とみなす。
- 8 建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内の場合においては、その部分の高さは、5 メートルまでは算入しない。
- 9 一戸建ての住宅、共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿において建築物の高さが 10 メートルを超える場合は、周辺の環境に悪影響を及ぼす恐れがなく、かつ、良好な中高層住宅等を計画的に建築すると認められるもので、次の各号の一に該当するものとする。

なお、予定建築物の日影が建築基準法第 56 条の 2 の規定による市街化調整区域における日影規制を 1 ランク強化した規制値（敷地境界線とみなす線を 5 メートルラインと、5 メートルラインを 10 メートルラインとみなして規制する。）を満たすものであること。

(1) 既存の中高層住宅団地（市街化区域を含む。）等に隣接又は近接し、すでに周辺の市街化調整区域内の土地の高度利用が図られており、かつ、周辺の道路交通について支障がなく周辺の農地等に悪影響を及ぼさない場合であって、隣接又は近接している区域の用途制限等と調整が図られている場合

(2) 市町村公営住宅等を建替える場合

10 居住の用に供する建築物（一戸建ての住宅を除く。）を建築する場合における駐車場は次のとおり計画すること。

(1) 駐車場の適切な配置とは、1台の車が駐車する場合に、他の車を移動することなく又は他の車が常時駐車する場所を通過することなく、道路又は通路から出入りできるものであること。

(2) 敷地内に設ける駐車場は、原則として1住戸（寄宿舍又は寮にあつては1住室）に対し普通乗用車が1台以上確保できるものであること。ただし、地形上等の理由により困難な場合は、隣接地等に同等以上の台数が確保できるものであること。又、その場合においても当該敷地内に必要な台数の半数以上を確保すること。

附 則

この基準は、平成14年12月18日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年5月18日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年3月24日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

開 発 審 査 会 基 準 第 1 8 号

社会福祉施設

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する施設（以下「社会福祉施設」という。）のための開発行為又は建築行為で、申請の内容が、自己の業務用のもの（社会福祉施設の一部を他の社会福祉事業を営営する者が使用する場合を含む。）で、次の各項に該当するものとする。

- 1 当該施設の設置及び運営が別表に定める基準に適合しているとして、社会福祉施設の許認可権限を有する社会福祉施設担当部局（以下「社会福祉施設担当部局」という。）と十分な連絡調整がとれたものであること。
- 2 別表に掲げる施設のうち、福祉サービスを受ける通所者又は入所者が直接利用する施設であること。ただし、やむを得ず当該施設に附属して設けられる訪問介護ステーション等の社会福祉施設については、この限りではない。
- 3 次の各号のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 近隣に関係する医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設と当該許可に係る社会福祉施設のそれぞれがもつ機能とが密接に連携しつつ立地又は運用する必要がある場合
 - (2) 当該施設を利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要がある場合
 - (3) 当該施設が提供するサービスの特性から、当該申請地周辺の資源、環境等の活用が必要である場合
- 4 市町村の福祉施策及び都市計画の観点から支障ない旨の所在市町村長の副申書が添付されているものであること。
- 5 開発又は建築を行なうために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が 3,000 平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

知事は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

附 則

この基準は、平成21年11月12日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年9月7日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年7月17日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年9月18日から施行する。

別表

関係法	施設・事業名	設置及び運営基準等	社会福祉施設 担当部局
(第1種社会福祉事業)			
生活保護法	救護施設	保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛知県条例第66号）	県（地域福祉課）
	更生施設		
	授産施設		
	宿所提供施設		
児童福祉法	乳児院	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛知県条例第68号）	県（児童家庭課）
	母子生活支援施設		
	児童養護施設		
	情緒障害児短期治療施設		
	児童自立支援施設		
	障害児入所施設	児童福祉法に基づく特定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）	県（障害福祉課）
老人福祉法	養護老人ホーム	養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛知県条例第69号）	県（高齢福祉課）
	特別養護老人ホーム		県（福祉相談センター）
	軽費老人ホーム		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく（指定）障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号、177号）	県（障害福祉課）
売春防止法	婦人保護施設	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛知県条例第67号）	県（児童家庭課）
(第2種社会福祉事業)			
児童福祉法	障害児通所支援事業	指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛知県条例第71号）	県（障害福祉課）

障害児相談支援事業	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）	市町村
児童自立生活援助事業	児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）、児童自立生活援助事業実施要綱（平成 10 年 4 月 22 日付け児発第 344 号厚生労働省児童家庭局長通知）	県（児童家庭課）
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年 4 月 30 日付け厚生労働省令第 63 号）	市町村
子育て短期支援事業	児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）	県（児童家庭課）
乳児家庭全戸訪問事業	乳幼児全戸訪問事業ガイドラインについて（平成 21 年 3 月 16 日付け雇児発第 316001 号）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業ガイドラインについて（平成 21 年 3 月 16 日付け雇児発第 316002 号）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	
地域子育て支援拠点事業	児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）	県（子育て支援課）
一時預かり事業	児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）	
小規模住居型児童養育事業	児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）、小規模住居型児童養育事業の運営について（平成 21 年 3 月 31 日付け雇児発第 331011 号）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	県（児童家庭課）
小規模保育事業	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 61 号）	市町村
病児保育事業	病児保育事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日付け雇児発 0717 第 12 号）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	県（子育て支援課）

	子育て援助活動支援事業	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 14 号）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	県（子育て支援課）
	利用者支援事業	利用者支援事業ガイドラインについて（平成 27 年 5 月 21 日付け雇児 0521 第 2 号）、利用者支援事業の実施について（平成 27 年 5 月 21 日付け雇児 0521 第 1 号）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	県（子育て支援課）
	助産施設	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年愛知県条例第 68 号）	県（児童家庭課）
	保育所		県（子育て支援課）※市町村立は各市町村
	児童厚生施設	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年愛知県条例第 68 号）／児童館の設置運営要綱（平成 2 年 8 月 7 日付け厚生省発児第 123 号厚生事務次官通知）、標準的児童遊園設置運営要綱（平成 4 年 3 月 26 日付け児育第 8 号厚生省児童家庭局育成課長通知）／児童館ガイドライン（平成 23 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 9 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）	県（子育て支援課） ※市町村立は各市町村
	児童家庭支援センター	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年愛知県条例第 68 号）	県（児童家庭課）
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年愛知県条例第 58 号）	県（子育て支援課） ※市町村立は各市町村

母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭日常生活支援事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則(昭和 39 年厚生省令第 32 号)	県（児童家庭課）
	父子家庭日常生活支援事業		
	寡婦日常生活支援事業		
	母子・父子福祉施設（母子・父子福祉センター・母子・父子休養ホーム）	母子・父子福祉施設設置要綱（平成 26 年 9 月 30 日付け厚生労働省発雇児 0930 第 4 号厚生労働事務次官通知）	
老人福祉法 介護保険法	老人居宅介護等事業（訪問介護）	指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年愛知県条例第 70 号）	県(福祉相談センター)
	同（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）	各市町村の定める条例	市町村
	同（夜間対応型訪問介護）		
	小規模多機能型居宅介護事業		
	認知症対応型老人共同生活援助事業		
	老人デイサービスセンター（通所介護）	指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年愛知県条例第 70 号）	県(福祉相談センター)
	同(認知症対応型通所介護)	各市町村の定める条例	市町村
	複合型サービス福祉事業		
	老人短期入所施設	指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年愛知県条例第 70 号）	県(福祉相談センター)
	老人福祉センター	老人福祉法による老人福祉センター設置及び運営について(昭和 52 年社老第 48 号)	県(福祉相談センター)

	老人介護支援センター	老人（在宅）介護支援センターの運営について（平成 18 年老発第 0331003 号）別紙	県（高齢福祉課）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業	指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年愛知県条例第 72 号）	県（障害福祉課）
	地域活動支援センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 175 号）	市町村
	福祉ホーム	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 176 号）	
	一般相談支援事業(地域相談支援事業)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 27 号)	県（障害福祉課）
	特定相談支援事業(計画相談支援事業)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 28 号)	市町村
身体障害者福祉法	身体障害者生活訓練等事業	身体障害者福祉法施行規則(平成 24 年厚生労働省令第 40 号)	県（障害福祉課）
	介助犬訓練施設	身体障害者補助犬法施行規則（平成 20 年厚生労働省令第 163 号）	
	聴導犬訓練施設		
	身体障害者福祉センター	身体障害者社会参加の支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 169 号）	
	補装具製作施設		
	盲導犬訓練施設	同／身体障害者補助犬法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 127 号）	
	視聴覚障害者情報提供施設	身体障害者社会参加の支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 169 号）	

社会福祉法	隣保館	隣保館の設置及び運営について（平成 14 年 8 月 29 日付け厚生労働省発社援第 0829002 号）別紙「隣保館設置運営要綱」	県（人権推進課）
更生保護事業法	更生保護施設	更生保護施設における処遇の基準等に関する規則（平成 14 年法務省令第 37 号）	国（名古屋保護観察所）

開発審査会基準第 18 号の運用基準

- 1 基準第 1 項の「社会福祉施設担当部局と十分な連絡調整がとれたもの」とは、計画規模が適正であり、開設見込みが確実であると社会福祉施設担当部局で確認が得られたものであること。
- 2 基準第 3 項第 1 号に規定する「医療施設、社会福祉施設等」とは、次の各号の一に該当するものであること。
 - (1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は第 2 項に規定する診療所
 - (2) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する更生保護事業の用に供する施設
 - (3) 老人福祉法（昭和 38 年法律 133 号）第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 94 条に規定する介護老人保健施設
- 3 基準第 3 項第 2 号に規定する「当該施設を利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要がある場合」とは、次の各号の一に該当するもので、その必要性について、社会福祉施設担当部局で確認が得られたものであること。
 - (1) 通所又は当該施設からの通学時の安全確保に特に配慮を要する場合
 - (2) 施設の特性から安全を確保するため、静謐な環境を必要とする場合
 - (3) 運動場等を必要とする施設で市街化区域での用地確保が困難な場合
- 4 基準第 3 項第 3 号に該当する「当該申請地周辺の資源、環境等の活用が必要である場合」とは、次の各号の一に該当するもので、その効果について社会福祉施設担当部局で確認が得られたものであること。
 - (1) 当該申請地周辺の農林水産資源（農地・山林等、農林水産物及び当該生産者が有する技能等）又は温泉等の天然資源を活用する場合
 - (2) 当該申請地周辺のボランティア団体等の人的資源を活用する場合
 - (3) 当該申請地周辺の優れた自然環境を活用する場合

開 発 審 査 会 基 準 第 19 号

相当期間適正に利用された工場のやむを得ない用途変更

相当期間適正に利用された工場のやむを得ない事情による用途変更で、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 都市計画法に基づく許可を受けて建築された後、原則として10年以上適正に利用された工場で次の各号に該当するものであること。
 - (1) 社会通念上やむを得ない事情により譲渡され、それを譲り受ける者が自己の業務用として使用すること。
 - (2) 用途変更後の工場は、建築基準法別表第2（る）項第1号に掲げる工場の用途に供しないものであること。
 - (3) 用途変更後の工場は周辺の土地利用上支障がなく、従前の工場より環境負荷が悪化せず、所在市町村長の支障がない旨の副申書が添付されているものであること。
- 2 他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

付 記

本基準に該当するもののうち、敷地面積が3,000平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

知事は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

附 則

この基準は、平成24年11月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

開発審査会基準第19号の運用基準

- 1 基準第1項に規定する「適正に利用された」とは、許可を受けた者が建築後に継続して許可を受けた建築物の用途のとおり利用し、その間に都市計画法第81条の規定に基づく監督処分を受けていないことをいう。
- 2 基準第1項第1号に規定する「やむを得ない事情」とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 許可を受けた者が、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の命令、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の決定のいずれかにより、現在の工場で事業を行うことが困難になった場合。
 - (2) 当該工場が裁判所の競売又は官公庁の公売に付された場合。
 - (3) 個人事業主の死亡、重度障害、失踪により、経済的負担が生じ、現在の工場で事業を行うことが困難になった場合。
 - (4) 許可を受けた者が、社会情勢による経営の悪化等の理由により現在の工場で事業を行うことが困難になった場合。
- 3 上記2のやむを得ない事情のうち、(1)、(2)、(3)については、基準第1項に規定する「原則として10年以上」の例外として、期間にかかわらず用途変更を認めることができる。

附 則

この基準は、平成24年11月8日から施行する。

開 発 審 査 会 基 準 第 20 号

1 ヘクタール未満の運動・レジャー施設の併設建築物

第二種特定工作物に該当しない1ヘクタール未満の運動・レジャー施設（主たる目的が、建築物の建築であるものを除く。）に管理上又は利用増進上併設される建築物で、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 原則として、施設の区域は、住宅密集地から50メートル以上離れており、施設の区域外の幅員6メートル以上の道路に接していること。
- 2 施設の区域内の建築物は、物理的及び機能的にみて社会通念上当該運動・レジャー施設に不可分一体のものとして併設され、かつ、その配置、規模、設計、内容等が適切なものであること。
- 3 施設内に当該施設規模に見合った駐車場が設けられるものであること。
- 4 危険防止等の措置を講じたものであること。
- 5 周辺の土地利用上支障がなく、周辺の環境に悪影響を及ぼさないものであること。
- 6 所在市町村長から支障がない旨の副申書が添付されていること。
- 7 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

附 則

この基準は、令和4年12月26日から施行する。

開 発 審 査 会 基 準 第 21 号

農家レストラン

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）」第5条第1項に基づき認定された総合化事業計画に記載された農家レストランを建築する場合で、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）」第5条第1項に基づき認定された総合化事業計画に記載の農家レストラン設置要綱」（愛知県農業水産局）により認定を受けたものであること。
- 2 次の各号に該当するものであること。
 - （1）申請地の主たる出入口から交差点に至るまでの道路の幅員は、6メートル以上であること。
 - （2）（1）の道路が接続する道路の幅員は6メートル以上であること。
 - （3）申請地は、原則として延長敷地形状でないこと。やむを得ず延長敷地形状とする場合は、その路地状部分の幅員を6メートル以上とすること。
 - （4）仮眠・宿泊施設又は居住施設を含まないこと。
- 3 市町村の農業施策及び都市計画の観点から所在市町村長から支障がない旨の副申書が添付されているものであること。
- 4 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

附 則

この基準は、令和4年12月26日から施行する。